

## ■議案第56号 四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について

---

### 【要旨】

国の指針に基づき、多くの地方公共団体において行政評価が取り組まれるようになってから10年以上が経過し、社会情勢の変化とともに、当初は「予算圧縮・経費削減」としての意味合いが強かった行政評価ですが、近年では「行政活動の成果向上」、「職員の意識改革」、さらには「住民に対する説明責任の手段」など、その役割も大きく変化しています。

本町においても、平成20年度の試験運用を経て、平成21年度から本格的に行政評価に取り組んできましたが、全国的な傾向等も踏まえて一定の見直しが必要な時期となっています。

このため、本町のまちづくりの最高規範である「まちづくり基本条例」並びに同条例に規定する最上位の計画である「総合振興計画」を中心とした「協働によるまちづくりの推進」を見据え、町民にとっても簡素で分かりやすい仕組みを再構築し、第2次総合振興計画の計画期間に合わせて、新たな行政評価に取り組みます。

本議案は、行政評価に関する基本的な事項を定めた四万十町行政評価条例の改正を行うものです。

### 【改正内容】

別紙のとおり

### 【新旧対照表】

別紙のとおり

### 【根拠法令】

四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号）抜粋

（行政評価）

第23条 町長等は、総合振興計画に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を実施し、町民の意見を聴くとともに、提出された町民の意見に対する考え方を公表しなければなりません。

2 前項の手續に関し必要な事項は、別に条例で定めます。